会長　担当理事　会計

埼医業Ⅰ第１６１号
令和２年４月１４日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　丸　木　雄　一）
（担当常任理事　登　坂　　薫）

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について

標記のことについて、日本医師会から別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会 収受 2.4.15 第106号

(地8)

令和２年４月３日

都道府県医師会

担当理事　殿

日本医師会常任理事

羽　鳥　裕

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より本会宛の事務連絡「新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について」によって、同省作成のチラシに関する周知方依頼がありました。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、同省通知「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」を令和２年３月６日付（地 454）にて、貴会にお送り申し上げております。

本件は、新型コロナウイルス等による感染性廃棄物の現場での理解促進に資するチラシと家庭でのマスク等の捨て方に関するチラシを作成したことについて、周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、これらのチラシについては、以下の同省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」ウェブサイトにアップロードされておりますことを申し添えます。

https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

事　務　連　絡
令和２年３月 27 日

公益社団法人　日本医師会　御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和２年３月４日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）を始めとして、適正な処理等について周知したところです。

今般、感染性廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の理解促進に資するチラシを別添のとおり作成しました。

ついては、貴会会員に周知いただき、それらの現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるようよろしくお願いいたします。

また、ご家庭でのマスク等の捨て方に関するチラシも作成しておりますので、必要に応じて御活用ください。

＜連絡先＞
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
担当：寺井、寺西　電話番号：03-5501-3157
hairi-tekisei@env.go.jp

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用または、堅牢な容器
 例：プラスチック製容器		 例：プラ袋（二重使用）

※　①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※　詳細については自治体のルールに従ってください。

環境省

環境省公式HP

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(PDF)

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての
ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりしばります。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウィルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省

環境省公式HP